

国の方針に基づき、ホームページに掲載義務がある事項について以下に記載します。

～目次～

1. 地方厚生局長等へ届け出た届出医療について

- ① 電子的診療情報連携体制整備加算
- ② 発熱患者等対応加算
- ③ 外来感染対策向上加算
- ④ 夜間・早朝加算
- ⑤ 明細書発行体制等加算
- ⑥ 一般名処方加算
- ⑦ 外来・在宅バーサップ<sup>®</sup>評価料（I）
- ⑧ 外来・在宅物価対応料

2. 明細書の発行状況に関する事項について

3. 保険外負担に関するものについて

- ① 予防接種料金一覧表（R8年4月1日～）
- ② 保険外負担取扱い一覧表（R8年6月1日～）
- ③ 診断書・証明書料一覧表（R8年6月1日～）

---

## 1. 地方厚生局長等へ届け出た届出医療について

---

### 【①電子的診療情報連携体制整備加算】

当院は、オンライン請求・オンライン資格確認をおこなう体制を有しており、医療DXを通じて、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。オンライン資格によって得た情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報）を医師が診察室などで確認できる体制を整備し、診療に活用します。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分（加算3）	点数
初診料（月1回）	4点
再診料/外来診療料 （月1回）	2点

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

#### 【②発熱患者等対応加算】

当院では、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状を有する患者に空間的・時間的分離を含む適切な感染対策の下で診療を行った場合に、国の規定に基づき、月1回に限り20点が更に所定点数算定されます。

#### 【③外来感染対策向上加算】

当院は宮崎県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関です。

当院の受診歴の有無に関わらず、発熱、その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受け入れを行っています。(問い合わせが集中し、当院のキャパを超えた場合はこの限りではありません。また、発熱の患者様は、必ず事前に電話連絡をしていただきますようお願いいたします。)

#### 【④夜間・早朝加算】

当院は、「月・火・水・金・土曜日」の8:30~17:30を診療時間と定めています。国の規定により、土曜日の12:00以降は「夜間早朝加算」50点が初診料、再診料に加えて適用されます。

#### 【⑤明細書発行体制等加算】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

#### 【⑥一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

なお、医薬品の供給状況や令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 【⑦外来・在宅ヘルスアップ評価料（Ⅰ）】

当院は、医療に従事する職員（医師を除く）の処遇改善を進め、より質の高い医療を安定的に提供することを目的とし、本評価料による診療報酬は、全額を職員の賃上げに充当し、職員が安心して職務に従事できる環境の維持向上に役立てるため、国が定めた施設基準に基づき、所定の点数を算定させていただいております。

### 【⑧外来・在宅物価対応料】

当院は、令和8年6月の診療報酬改定により新設されました、令和8年度および令和9年度の物価高騰を見据え、初診時・再診時等を算定する際併せて算定しております。

---

## 2. 明細書の発行状況に関する事項について

---

当院では、国の規則及び基準に規定する明細発行状況について下記のとおり取り扱いを行っています。

- ・電子請求を行い、明細書を発行しています
- ・公費負担医療受給者で自己負担がない場合も明細書を発行しています

明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付を含めて、明細書の交付を希望しない場合は、事前に申し出てください。

---

### 3. 保険外負担に関するものについて

---

◎予防接種料金一覧表（R8年4月1日～）

【項目】	【R8.4.1から適用】
・ おたふくかぜワクチン	8,000 円
・ 日本脳炎ワクチン	8,000 円
・ 肺炎球菌ワクチン	11,000 円
・ 水痘ワクチン	13,000 円
・ MRワクチン（麻疹・風疹混合）	13,000 円
・ 麻疹ワクチン	8,000 円
・ 風疹ワクチン	8,000 円

◎保険外負担取扱い一覧表（R8年6月1日～）

【項目】	【R8.6.1から適用】
・ 尿取りパット代（1枚）	150 円
・ フラットタイプ尿取りパット代（1枚）	150 円
・ リハビリパンツ代（1枚）	250 円
・ 切手代①	110 円
・ 切手代②	180 円
・ カミソリ代（1個）	120 円
・ マスク代（1枚）	50 円
・ エンゼルケア用品代	3,500 円
・ エンゼルケア用化粧キット代	1,500 円
・ CD-R代 【診療情報提供料算定時は算定不可】	200 円
・ 予防接種代 【患者都合によるキャンセルの場合】	薬剤料実費徴収

◎診断書・証明書料一覧表（R8年6月1日～）

【項目】	【R8.6.1から適用】
・ 猟銃・美容師用証明書	2,500 円
・ 普通診断書	3,500 円
・ 死亡診断書	3,500 円
・ 保険会社用診断書	6,000 円
・ 障害者診断書（簡単）	5,000 円
・ 障害者診断書（複雑）	7,000 円
・ 学校・保育園提出用（簡単）	1,500 円
・ 学校・保育園提出用（複雑）	2,500 円
・ 車免税証明書	2,500 円
・ おむつ証明書料	1,500 円
・ 年間領収書発行料	1,500 円
・ 領収書再発行料	1,500 円
・ 健康診断結果再発行料	1,500 円
・ 処方箋再発行料	1,000 円